

## 第1～5回検討会における各委員等からの主な発言について

### I 各委員からの主な発言内容

#### 消防職員の権利の尊重について

- 団結権については、近代労働法制の基本的なインフラであり、いわば万人に付された基本的な人権である。その上で、公共の要請から制約される部分について理詰めで検討していくべきではないか。
- ILOから消防職員に団結権を認めるべきと指摘されていることを踏まえるべきではないか。
- 労使がよきパートナーとして話し合いを進めることができ、目的意識の共有につながるのではないか。
- 団結権を認めることができ消防職員の安全を守ることにつながるのではないか。
- 職員の意見を取り入れて勤務条件を向上させるための仕組みが必要ではないか。
- 消防職員の中でも、団結権のあり方はあまり課題として認識されていないのではないか。

#### 国民の安心・安全の確保について

- 消防の実態としては、基本的には、隊長以下の部隊で活動しており、部隊内の信頼関係が崩れると大変なことになる。団結権が認められることで部隊活動に与える影響をしっかりと検証すべきではないか。
- 団結権が認められることで、厳格な指揮命令系統が要求される職場に職員間の対抗関係を生じさせることになり、現場で迅速な判断・命令を求められる指揮者にプレッシャーがかかるのではないか。
- 緊急出動時に指揮命令系統を確保することは、住民の生命・財産を守るという観点から、また、実際に出動している消防職員の生命を守るという観点からも必ず必要ではないか。
- 団結権を認める場合には、緊急出動時に指揮命令系統を確保できる形をうまく仕組むことが必要ではないか。
- 団結権が認められると、住民の生命・財産を守るという消防の任務に支障が出るのではないかとの住民の懸念を払拭できる形を探る必要があるのではないか。
- 消防職員に団結権が付与されることで、消防団との協力関係に支障が生ずるのではないか。
- 同じく地方公務員であり、同じく公共の安全の保持に関わる警察官との関係を整理する必要があるのでないか。

## 第1～5回検討会における各委員等からの主な発言について(続き)

### I 各委員からの主な発言内容(続き)

#### 検討にあたって考慮すべき事項

- 消防職員委員会の活動の実態・成果・課題などについて検証すべきではないか。
- 外国の消防組織や団結権の状況等についても調査する必要があるのではないか。
- 消防本部と一般の地方公共団体との規模の差が団体交渉や組合活動に与える影響も考慮すべきではないか。
- 団結権を認めることにより、住民の消防職員に対する信頼感や、職員の士気に与える影響に留意するべきではないか。
- 民間労働者のうち争議権の行使に一定の制約がある公益事業の従事者との対比も考慮すべきではないか。
- 一般の非現業の地方公務員の労使交渉の実態を踏まえた検討も必要ではないか。
- 消防職員にとって職員団体に加入し組合費を支払うことがどのようなメリットを有するのかといった検討も必要ではないか。
- ILO第87号条約第9条の「警察」の意義、その範囲はどのように整理されているか。

## 第1～5回検討会における各委員等からの主な発言について(続き)

### II 実態調査先での消防職員からの主な意見

#### 消防職員の権利の尊重について

- 団結権が認められれば、当局側と対等な立場で幅広く話し合いを行うことができ、職員が働きやすい職場環境を作ることに資するのではないか。
- 団結権について、職務を行う上でこれまであまり意識したことはない。
- 正直なところ組合に加入する者としない者ができるて、何かややこしいことになりそうという感じを受ける。

#### 国民の安心・安全の確保について

- 組合への加入、未加入により部隊の中の関係が悪化することになれば、職員の安全管理面に影響が生じることになる。
- 団結権が認められたとしても、指揮命令系統が乱れることはそれほどないのではないか。

#### 検討にあたって考慮すべき事項

- 消防職員委員会制度について、現行制度は、消防長に提出された意見に対する決定権があるが、首長に対して意見を具申できる仕組みにできないか。
- 職員団体に加入する者としない者ができるて、団結権を認めることよりも、消防職員委員会制度の機能を強化する方向の方が良いのではないか。

## 第1～5回検討会における各委員等からの主な発言について(続き)

### III ヒアリングでの関係団体からの主な意見

#### 消防職員の権利の尊重について

- ILO条約勧告適用専門家委員会からの指摘以降、約40年にわたり指摘を受け続けていることを深刻に受け止めるべきであり、国際社会で名誉ある地位を確立するためにも、この問題を解決する必要がある。  
(日本労働組合総連合会(連合))
- 団結権があれば、労使が対等な関係で話し合い、賃金等の勤務条件について、人事当局と職員との間で広範な共通認識を持つことが可能になるので、消防職員に団結権が与えられるよう求める。  
(全日本自治団体労働組合(自治労))
- 労働基本権は万人に付されるべき基本的人権であり、消防職員について団結権が早期に認められることを求める。団結権があれば、裁判になるような深刻な状態になる前に、労使交渉で問題を解決することができる。  
(日本自治体労働組合総連合(自治労連))

#### 国民の安心・安全の確保について

- 消防職員の権利という側面だけでなく、住民の生命・財産を守ることが最優先されるべきであり、部隊内の信頼関係の確保、警察との関係、消防団との連携等の課題・懸念が考えられるところであり、極めて慎重に議論を進めるべきである。  
(全国市長会)
- 地域防災に貢献する住民からの理解、消防団との協力関係、指揮命令系統や部隊内でのチームワークの確保、常時災害に対応できる消防体制の確保等の諸点において懸念事項を払拭できないことから、消防職員に団結権を付与すべきではない。  
(全国消防長会)
- 団結権の付与により、職員間の考え方等の相違による不調和が生じたり、上司と部下との対抗関係をもたらし、良好な服務規律の維持が困難になると予想され、不安な面も感じざるを得ない。最終的に消防活動にプラスになるか、地域住民にもプラスになるか等の視点から考える必要がある。  
(全国町村会)
- 広域的な消防体制の確保のためには、市町村消防が非常事態においても十分機能することが必要。住民・国民の理解のもと、一般非現業職員との交渉の状況も踏まえ、国内的な政策課題として検討すべき。  
(全国知事会)

## 第1～5回検討会における各委員等からの主な発言について(続き)

### III ヒアリングでの関係団体からの主な意見(続き)

#### 国民の安心・安全の確保について(続き)

- 団結権付与は、職員を使用者側と労働者側に分けるものであり、組合活動の状況からは、活発な交渉が予想され、組織が一体となった消防活動への影響を懸念。消防団員と消防職員が連携し一体となった消防活動に支障をきたしてはならず、我が国の実態に即し十分慎重に検討するべきである。（日本消防協会）
- 団結権が付与されることで常に職場の労使で問題を共有し、対等な関係で話し合う場が設定されることとなり、民主的な職場作りや消防サービスの向上に資すると考える。これにより災害時においても一致団結して活動にあたることができると考えている。（全国消防職員協議会）
- これまで検討会で、團結権の付与により指揮命令系統の乱れが生じるといった懸念が表明されているが、そのようなことはないと考えているし、労使の意思疎通が可能となり、現場のチームワークがより一層強固になるとを考えている。（消防職員ネットワーク）

#### 検討にあたって考慮すべき事項

- 労働組合があることで、管理職員が強圧的な態度を取ることが少なくなり、結果として明るく民主的な職場となり、公務能率の向上に資する。（全日本自治団体労働組合（自治労））
- 現行の消防職員委員会制度の活用と効率的な運用を図り、改善すべき点は改善していくなど、より良い制度ができるいか検討することで十分足りるものと考える。（全国町村会）
- 団結権の付与によりコストや一定のリスクが生じることについての住民の理解が大切であり、交渉の公開等、透明性を高めるという課題にも対応していく必要性がある。また、公務員制度改革における自律的労使関係制度の措置とも関連してくる可能性があることを踏まえて検討すべきである。（全国知事会）
- 消防職員委員会制度については、自由闊達な議論ができる場ではなく、審議対象外となった理由が示されないなど問題点もあり、職場の問題解決の場として不十分である。（全国消防職員協議会）